

平成 28 年 3 月 23 日（水曜日）

平成 28 年度当初予算審査特別委員会会議録

（第 8 日目）

平成28年度当初予算審査特別委員会会議録第8号

平成28年3月23日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	高橋兼次君	
副委員長	今野雄紀君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	佐藤宣明君
	阿部建君	山内昇一君
	菅原辰雄君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	長	佐藤 仁君
副町長	長	最知 明広君
会計管理者		芳賀 俊幸君
総務課長		三浦 清隆君
企画課長		阿部 俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・ 官民連携推進室長		檀浦 現利君
管財課長		仲村 孝二君
町民税務課長		佐藤 和則君

保健福祉課長	三浦 浩 君
環境対策課長	小山 雅彦 君
産業振興課長	高橋 一清 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間 三津也 君
建設課長	三浦 孝 君
建設課技術参事(漁港・漁集事業担当)	宮里 憲一 君
危機管理課長	阿部 明広 君
復興事業推進課長	糟谷 克吉 君
復興市街地整備課長	小原田 満男 君
上下水道事業所長	及川 明 君
総合支所長兼 地域生活課長	及川 庄弥 君
南三陸病院事務長	佐々木 三郎 君
総務課長補佐	三浦 勝美 君
総務課主幹兼 財政係長	佐々木 一之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	佐藤 修一 君
生涯学習課長	菅原 義明 君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀 長恒 君
事務局長	佐藤 孝志 君
選挙管理委員会部局	
書記長	三浦 清隆 君
農業委員会部局	
事務局長	佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 孝志

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 辰重

午前09時59分 開会

○委員長（高橋兼次君） おはようございます。予算審査8日目でございます。大変お疲れのことと思いますが、本日もよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより、平成28年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案第55号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長による細部説明が終了しておりますので、これより質疑に入ります。質疑は、歳入、歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。小野寺委員。

○小野寺久幸委員 おはようございます。小野寺です。

一般質問でもやりましたけれども、国民健康保険の医療機関での窓口負担が被災者で一定の条件のもとにずっと免除されてきたんですけれども、ことしからそれが廃止になるというお話でしたけれども、この前はまだ国の方針がはっきり決まっていなかったからなんですけれども、今の時点で国の方針はどうなっているかお聞きします。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。

国保の窓口一部負担金に関しての国からの改めでの通知等は現時点ではございません。

○委員長（高橋兼次君） 小野寺委員。

○小野寺久幸委員 それで、沿岸の特に被害の大きい市町村のほとんど、仙台市を除いていますが、ほとんどが窓口負担免除を継続するというお話の中で、南三陸町だけが打ち切りとなったんですけれども、そこをもう一度考え直すお考えはないでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この間、一般質問でご質問いただきまして、町の考え方につきましては、小野寺委員にも町としての考え方をお話しさせていただきましたので、現時点として変えるという考えはございません。

○委員長（高橋兼次君） 小野寺委員。

○小野寺久幸委員 例えば、ほかの市町村のお話でありますけれども、病院というのは、同じ町

の医療機関にかかるわけではなくて広域でかかりますので、例えば同じ石巻の病院にかかっても、同じ被災者、同じ条件でありながら、市町村によって負担が違うということは、言ってみれば不公平じゃないかというお話を町民の方から言われることがありますけれども、そのことについてお伺いしたいと思ひまして、もう一度考え直す気がないかお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しになって大変恐縮でございますが、町としての考え方については踏襲をしていきたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） もちろん、いろいろ広域的に医療機関にはかかっているわけですが、当町は国の財政支援の終了がその終期、タイミングだという考え方のもと、対象外の被保険者または他の納税者の負担が間接的に発生するというのもあって、今年度、平成27年度をもって終了すると検討したものでございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。菅原委員。

○菅原辰雄委員 今のことに絡みますけれども、町内全世帯数と国保世帯数、他の保険、いろいろな保険がありますけれども、その割合等をちょっとお知らせいただきたい。そして、ちょっと無理かな、南三陸病院の患者数の内訳。これは、後で病院関係でいいんですけども、今のあれでもって国保の関係でちょっと参考にしたいと思ひますので、その辺をお願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 国保世帯に占める減免対象者の割合でございますが、5,000世帯を被保者数とすると10%ぐらいが対象になっていたということでございます。人口での比較でありますと3.9%ほどになるかと思ひます。

○菅原辰雄委員 大体世帯数はわからないの。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 平成27年度、国保で減免を受けていらっしゃる方々の人数は547人ということでございます。それで、人数で言いますと、人口は1万3,975人で計算した数字でございますし、国保世帯につきましては、平成27年度12月の段階では被保者数が4,900人となっております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。菅原委員。

○菅原辰雄委員 今、人口割で答えていただきましたが、私は世帯数のほうがちょっとわかりや

すかったのかなと思ってやりました。1万3,975人のうち4,900人ということは3分の1弱ぐらいということであります。その中で、いろんな人の負担割合とかを考えれば、どうなのかなという思いがありますけれども、あとは、病院とかのところでもいいのかな。南三陸病院に実際かかっている人数とか、今は無理でしょうけれども、後後でよろしいです。私のほうは以上であります。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。おはようございます。

国保特別会計でございますが、まずもって被保険者数あるいは世帯数と。平成25年対平成26年では相当減っておると。特に平成26年対平成27年では緊急雇用の制度も終わったということで、被保険者の動向がどうなっているか。それから、一方で療養給付費、これも平成25年対平成26年では5.4%ほど伸びているという状況でございます。見込みというか、本年度の最終補正予算では16億円ですか。療養給付費を動かしていないということですが、その療養給付費の今後の見込みとしてどう見ているのか、その辺をお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ちょっと大変失礼しました。先ほどの被保者数のとらえ方に間違いがありましたので、訂正させていただきます。人数でございますが、平成27年7月末現在で5,100人ということでございます。平成26年度3月末で4,800人だったんですが、約300人増加している状況でございます。これは、要因の一つとして、緊急雇用等が終了したということで、国保に当初は400人程度と見込んでおったんですが、300人程度の影響ということで、説明で申し上げましたとおり、保険税が伸びている要因がこれということでございます。

給付費自体は、1人当たりの医療費の動向を見ますと、震災前の水準に戻っておりますし、それを上回る1人当たりの医療費という動向になっております。ただし、一方で被保者数が減少しているという現実もございまして、震災前と比べると3割近く減少しているということもございまして、給付費が今後大きく変更するのかという質問でございますが、余り大きい変動はないかもしれない。ただし、新しい病院等の設置にかかって、患者のかかる種別等の変更等があったときに、高額なレセプト等が出てきた場合どのような動向を示すのかというのは、今後注視していかなければならないと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 被保険者はふえていると。それから療養費も若干減っているんだという説明でございます。それで、課長の説明ですと、税につきましては震災前と比較した場合には68%

くらいの形なんだと。

それから、一方で財政調整基金、今年度予算では1億円繰り入れという形でございます。平成25年度末では2億2,400万円、平成26年度末では2億5,400円と。この間の説明では、見込みとして2億3,400万円の財調が残るとい形でございます。それで、課長、どうなんでしょう、いわゆる現在盛んに申告中でございますが、申告が終わりましたね。いわゆる国保会計の運営という観点から、いわゆる増税の形というか、税の動向をどういうふう考えておるのか。税率ですね。その辺をお聞かせください。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 予算説明の際に若干触れさせていただきましたが、平成30年度から財政運営の都道府県化が開始されるということございまして、その時点での平均的な標準税率等が平成28年度中に見えてくるというお話もございまして、その水準等を見据えた上で、現在抱えている財調基金を取り崩しながら長く税率を上げないような運営をできればと現段階では考えているんですが、何分税率の水準がどの程度になるかというのがまだ不透明でございまして、それらを見極めた上でということになるろうかと思えます。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 平成30年度から都道府県化という形の中で、もうちょっとの間なんですけど、いずれ現在の我が町はそういう被災した、先ほど医療費の窓口負担の無料化という問題も出ましたが、相当陰と陽のいわゆる格差が出ているのが現状でございます。したがって、特に国保世帯というものは、比較的所得の方が多いという形もございまして、今後平成28年度、いわゆる都道府県化になるまでは、なるべく増税というか、税率を改正しないような方向で確実な運営をお願いしたい。終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

私からは、186ページの13委託料、2,720万円ほどですけれども、特定健診委託料なんですけれども、昨年よりも700万円ほど多いんですけれども、これは私からしてみても高い評価といたします。というのは、この特定健診をすることによって病気の早期発見なども伺われるんですけれども、予防ということにつながると思えます。そうした中で、これだけの予算を上げていただいたということは、今後の健診に期待するものです。そしてまた、去年と比較してどの程度の結果があらわれているのか、その辺と、その下の8款の保険事業費の保険事業復旧費、1の報酬194万円、レセプト点検事務嘱託員報酬とありますけれども、これはレセプト

の点検で金額とか薬、それらの点検をされていると思うんですけども、専門の人を頼んでいるのか、臨時的なアルバイトの人を頼んでいるのか、その辺の中身をお知らせください。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 特定健診の1点目の質問でございますが、まだ平成27年度は確定しておりませんが、対象者3,700人に対しまして、集団、個別受診者数合わせて1,200名ということで、32.46%ということで現在数値を出しているところでございます。当初予算につきましては、40歳以上3,700人のうち、受診率を40%、1,500人を見込むというような予算を編成させていただいたということでございます。そのほか事後の保健指導等にもそれなりの数字、400人程度を想定しているということでございますが、何分受診動向にも左右される分なので、もちろん多目に予算措置はしているというところでございます。

それから、レセプト点検でございますが、平成26年度までは委託費で計上させていただいておりまして、専門機関に委託をしてレセプト点検を実施しておりました。平成27年度からは、同じ専門家ではあるんですが、嘱託職員という形で採用いたしまして、レセプト点検を専門に実施していただいているという状況でございます。震災後は医療費の点検で年間300万円、400万円等の過誤等を見つけていただいている状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 特定健診につきましては、今後ともこれはぜひ必要なことですので、病気の早期発見などができるようなシステムとして期待しております。

それから、レセプトの点検。去年も報酬でしたけれども、その前ではないですかね、委託をしていたというのは。去年も報酬ですよ。それで、臨時の人に嘱託としてやらせていたと思うんですけども、金額、薬、それらをチェックするんですけども、レセプト点検。私はプロか臨時の人かというのは、見きわめを、点検、数字の確認だけではなくて、この町の人たちが果たしてどういう病気の人が多いのか、それをすることによって年間のものまで見て、多分見ていないと思うんですけども、レセプトの合わせを見るのは。見方は同じだと思うんですけども、そこをプロだと少し踏み込んだ中身、どういう病歴が多いのか、環境によってそうなっているのかというような、もう少し深く踏み込んだ調査、レセプト点検ができないものかなと思うので、その辺のやり方として内容をもう少し具体的にお願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） レセプト点検でございますが、国保連合会でもレセプトが電子化されたことによりまして、連合会でのチェック機能も大分高くなってきてございます。た

だ、それだけでは十分ではないということで、現在嘱託員を置いてレセプト点検を実施しているところでございますが、その職員につきましては、過去相当年数の経験がございまして、医療関係の事務等にも携わっていた職員でございますので、もちろん町内の方でございます。町民の受診動向だったり、医療機関への診療の内容だったりというものが人も顔もある程度ではございますがわかる職員を配置しているということで、委員がおっしゃるようなご心配はないかと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 このレセプトによって、地域包括との連携などが図られると、病気というものはある程度環境から来ているという病歴もあるかと思われるので、この地区のそういった環境づくりにも影響してくるとおもいますので、この辺もしっかり年間の結果として出させていただいて、連携プレーを希望いたします。

それから、先ほど特定健診のことを言いましたけれども、それらにつながりますので、すごく大事なことだと思います。これからも努力させていただきたいと思います。以上、終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 医療費の窓口負担ですけれども、たしか今年度は低所得者に条件づけたといいますか、去年からなったかと思うんですが、課長、大変お手をかけますが、ことしはまだ日数があるんですが、今の段階でどれぐらいの出費といいますか、窓口無料によつての金額がどれぐらいになっているのかなど。これは、政策的な問題でありますので、課長として見れば、できれば今までどおりに無料にしたいんだなという思いがあっても、町長からだめだと、みんなから取れと、取れというか払わせろという命令が下れば、これはいやでも仕方がなく命令に従わなきゃならないかと思うんですけども、先ほども前者が宮城県内の状況のお話がありまして、うちのほうですと近隣は登米市あるいは石巻、気仙沼になるんですけども、そちらの町が継続して無料にしたときに、南三陸町だけがなぜそういうのをやめて生活困窮者からお金をとるんだという話が出ているんですね。だから何とか継続できないかというお話になっているかと思うので。実際、おととい気仙沼市は継続するというので、南三陸町は4月からは一部負担が発生するというので、いろんな手続きもしなきゃならないことが発生しまして、そういうことになってくると、南三陸の町民の方々はかわいそうだねという話になってくるわけですよ。気仙沼で引き続き無料化、今は窓口の一部負担ですけれども、無料なのに何で南三陸だけ負担しなきゃならないんだと。南三陸町と気仙沼の境界、

隣近所にいるわけですよ。それこそ何歩か歩くと気仙沼市、何歩か来ると南三陸町。その何歩か違っただけで、方や無料、方や負担。そういうことなの。行ったり来たりしてお茶飲みしているの。「あなたたちはいいね、気仙沼で」「あなたたちは南三陸町でかわいそうだね」と、こういう話になってくるんだね。これは政策的なことですからね。すぐにここでばちつとやめますとか何とかという話ではなく、何とかこれからも検討するとか、そういったことにならないですかね。お願いになるかもしれませんが、町民のための行政という観点からお話しするんですが、いかがですか。

○委員長（高橋兼次君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 細部については担当課長に答弁させます。考え方ですが、基本的にこの一部窓口負担の国の支援は2年前に一度切れました。そのときに再開をするというときに、私は皆さんにもお話をさせていただいたのは、国の支援が継続するということですので町としてもこれは継続させていただくと。しかしながら、国の財政支援がなくなった段階において、これは一部窓口負担の無料化ということについては打ち切りをさせていただきたいということは、2年前に議員の皆さん方にもお話をさせていただいてございますので、そういう観点で、今回国の支援が切れるということで、町としてのそういった一部窓口医療負担の部分については、町としては終結をさせていただくと。そういう考えでお話しさをさせていただきますので、そこはひとつご理解をお願い申し上げたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 当町における国保の窓口一部負担金に係る免除総額、平成27年度見込みで6,500万円ほどになってございます。実際これに対して財政支援等があつて、町が実質持ち出す分は1,300万円程度になろうかと推計しているところでございます。

また、近隣の状況についてのご質問がありましたが、県内で継続する意向を示している市町村が9、継続しないと表明している部分が26という状況になってございます。

○委員長（高橋兼次君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 町長の今のお話。打ち切りする理由と伺いますか、2年前に国の打ち切りがあった場合には我が町でも打ち切りをするという理由だという話ですよ。中身がないんですよ、理由に。私がそのときにしゃべったから是が非でもやらなきゃならないという聞こえ方にしか捉えられないわけです。もう少し何か理由づけはないのかなと思うのね。町民の方々が納得するような。私は一旦やめると言ったんだから何が何でもやめますよみたいなことじゃなく、2年前に言ったのか1年前に言ったのか、私は記憶がちょっとないんですけども

ね。その辺なんです。今平成27年度の見込みで、町の医療費のことが6,500万円。そのうち国から来て、町の持ち出し分が1,300万円だと。国からの支援がなければ6,500万円をそのまま町で出すという内容だと私は今聞いたんです。6,500万円というのは大金なんですけれども、きのうまでの平成28年度の予算の配分、内容を見たときに、6,500万円というのは果たして大きいかなと。いろんなところに委託だ何だって何千万円も出して、今度はラジオに2,000万円かける。ラジオよりも私は低所得者の生活を考えなければならないんじゃないかなと思うのでね。6,500万円なんかすぐ浮けるんじゃないですか。あとは、特別職の報酬のカット、それでもいいんですよ。何ぼでもできると思うんですよ。いやあ、驚きますね。町民の福祉という言葉があるんですがね、これは幅が広いですから一概には言えないこともありますけれども、だれが見てもすぐわかるような福祉施策というものがやっぱり大事じゃないかなと思うんです。もう少し、ここでどうのこうのというわけにも、町長も大きな声でしゃべった以上には後に引けないでしょうから、今後検討課題としてやっていただきたいと思います。質問を終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 5年たって、被災者方の仮設住宅から公営住宅に戻る時期ですけれども、まだまだ復興は途上で、特に被災者の生活は厳しい状況にあります。その中で、やはり生活再建を支援するためにも、特に医療費の窓口負担の免除を続けるべきだと思いますので、この案には反対をします。

○委員長（高橋兼次君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番は議案第55号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計予算に対して、賛成の立場から討論いたします。

ご案内のとおり、国民健康保険制度につきましては、国民皆保険の中で、自営業を中心とした方々のための制度でございます。窓口負担の問題もありますけれども、一応国の制度の打ち切り、支援の打ち切りということで、一つの段階なのであろうと。それに対する救済措置といたしましては、条例上の減免措置という形もあるわけでございます。そういう救済の道もあるわけでございます。特に私などは非常に病弱なものですから、しょっちゅう医者に

かかっておりまして、医療費のいわゆる自己負担については本当にありがたみを感じている常々でございます。そういう相互扶助の精神から、絶対国民皆保険の中で制度として必要なものでございます。したがって、今後の堅実なる運営を望みまして本案に賛成するものでございます。以上です。

○委員長（高橋兼次君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋兼次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第56号平成28年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第56号平成28年度後期高齢者特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案書は196ページからとなります。

予算書の201ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,270万円とするものでございます。前年度の比較においては2,300万円、14.7%の減額となっております。

この会計は、後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れ、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございます。

202ページをお開きください。

歳入です。1款後期高齢者保険料をごらんください。

広域連合があらかじめ積算した総額を特別徴収と普通徴収とに配分し計上した内容となっております。昨年度との比較においては21%の減額ということになります。

同ページ3款の繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、保険料の軽減分を公費で負担するもので、保険料と同様の扱いで、これも広域連合に納付されるものでございます。昨年度とほぼ同程度の計上額となります。

203ページ以降は記載のとおりでございます。

205ページ、歳出でございますが、広域連合に歳入で入ってきたものを納付する額を計上したということでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 同じように、後期高齢者の医療費に関しても窓口負担の免除がことしで打ち切られるということですので、その辺の再考の余地はないか伺います。それで、これを決めるのは後期高齢の組合のほうで決めるんでしょうけれども、町からの納付金がありますけれども、これは負担免除打ち切りを前提にした金額なんでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 決定につきましては、去る2月に後期高齢者医療広域連合が決定したものでございます。一部負担金につきましては、当初予算ではそれに係る経費分というものは、広域連合の場合は、例えば平成27年度減免した精算につきましては、平成28年度の精算ということでございますので、予算計上は一切そういった数値は今回の当初予算には盛り込まれていないということでございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第57号平成28年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします担当課長の

細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第57号平成28年度南三陸町介護保険特別会計予算の細部説明を行います。

事項別明細書212ページ、213ページをお開き願いたいと思います。

本年度予算額は16億7,000万円。前年度に比較いたしまして、額で6,400万円の増、率で4.0%の増となっております。

続いて、214ページ、歳入をごらん願います。

1款保険料でございますが、保険料につきましては、前年度とほぼ同額を見込んでございます。

3款の国庫支出金から215ページ、216ページの県支出金までに関しましては、それぞれ歳出の予算に応じた負担割合で計上してございます。

それから、216ページの7款繰入金でございます。繰入金につきましても、歳出の所要額に応じまして、法定の率等で計上したものでございます。

8款繰越金から218ページ諸収入までは記載のとおりでございます。

続いて、219ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費一般管理費におきましては、人件費の内容でございまして、ほぼ前年度と同額でございます。

その他事務費といたしまして、委託料の部分で昨年度はシステム改修費が567万円ほどございました。今年度はその部分がなくなりまして、かわって第7期の介護保険事業計画の策定支援の委託料というものがございまして、前年比で160万円ぐらいのマイナスといったところでございます。

続いて、220ページ、徴収費介護認定事業費につきましては記載のとおりでございます。

221ページの保険給付費、ここから224ページまでそれぞれ記載してございますが、保険給付費総額では、前年比にいたしまして3.3%の増ということで計上してございます。

続いて、224ページの地域支援事業費でございます。この部分は1項介護予防生活支援サービス費、この部分が新設されてございます。介護予防生活支援サービス費につきましては、平成28年4月1日より総合事業ということで行うことから、このような1,800万円ほどの計上をいたしてございます。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、この中で生活支援サービスニーズ調査委託料300万円ほどがございまして、今後のニーズ調査を行うための費用ということで計

上してございます。

続いて、225ページ、地域支援事業費2項の一般介護予防事業費につきましては、前年度同様の金額を計上してございます。

226ページ、3項の包括的支援事業、任意事業費につきましては、前年比較で800万円ほどの減となっております。この部分につきましては、人件費1名分の減ということでございます。

続いて、227ページの2目任意事業費でございますが、ここの部分は180万円ほど前年より増となっております。増額の理由は、次のページ、228ページの20節、扶助費の成年後見制度の事業に180万円計上してございます。一般会計でも触れましたが、従来一般会計で行っていましたが、今年度より任意事業ということで、こちらのほうに計上させていただいたところでございます。

続いて、3目の在宅医療介護連携推進事業費、4目、5目の認知症総合支援事業費までが新たな事業ということで計上してございます。これらにつきましては、3目についてはこの名のおり医療と介護の連携を図るための経費、それから4目につきましては生活支援体制の整備のための経費、5目は認知症の対策の事業ということで、これらの事業は今までは行っていたのですが、これらが新しい目玉事業として今年度準備をしていくということで、平成29年度中にはこの事業を確立させて、平成30年度から実施していくという中身になっていきます。そういったことで、今年度につきましては、それらの事業の準備段階ということで経費を計上してございます。

それから、229ページ、4款の基金積立金から231ページ予備費までは記載のとおりでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

それでは、224ページ、介護予防生活支援サービス費の中の19負担金補助及び交付金の中の1,800万何がしの予算計上でございますけれども、この中の介護予防マネジメント費380万円ありますけれども、この内容と、その下の2目介護予防ケアマネジメント事業費、新しい事業ということで期待いたします。その中で、13委託料、生活支援サービスニーズ調査委託料。

どの辺まで調査をするのか。新しい事業なので、この辺の詳細説明をお願いいたします。

それから、228ページ、4目生活支援体制整備事業費の中より、13委託料400万円、生活コーディネーター委託料。どなたにどのようなことを委託するのか、3点お伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、ただいまのご質問3点について説明を申し上げます。

1点目、224ページの介護予防マネジメント費383万9,000円でございますが、介護保険はご存知のとおりケアプランを立てて介護保険のサービスを受けると。介護予防については予防プランを立ててそれに基づいてサービスを受けると。ここの介護予防生活支援サービスについては、ケアプランにかわるものがこのマネジメント費ということで、これがそのチェックリストなるものでその人の状態をはかって必要なサービスを決定するといった中身になります。

それから、2点目の生活支援サービスニーズ調査でございますが、これにつきましては、身体の状態とかその人の個々の状態、59項目の調査を行うものでございます。その調査費用ということでここに計上してございます。

3点目の生活コーディネーター委託料につきましては、所管事務調査でも同じようなご質問をいただいて、我々としては及川委員みたいな方、福祉にたけた方にこういった事業のコーディネートをお願いしたいという考えもありますよということをお話し申し上げたと思っておりますが、そういったことで委託することを考えてございます。委託先といたしましては、NPO法人でありますとか社会福祉法人でありますとか、あとはコンサルでありますとか、そういったところが考えられるのかなと思います。ここの体制についても、先ほども申し上げましたとおり平成29年度中には確立しなければいけないということで、今年度においてこの辺のコーディネーターの設置についてもこれから考えていくといった内容でございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 ただいまの答弁で、新しい事業の中からケアプラン、介護予防マネジメントがケアプランだということなんですけれども、まさにそのとおり、介護保険のほうでもケアプランがその人のレベルを上げるということで大事なもので、予防も同じく大事なことであります。この新しくしたケアマネージャーは何人体制でこの事業をやるのか、その辺と、その下のサービス委託料の59目の調査ということなんですけれども、これはケアマネージャーがやるのではなくて、委託はどのようにするのか。同じケアマネージャーがやることと思っておりますけれども、その辺をもう一度お願いします。

それから、コーディネーターの件はわかりました。そして、どこのNPOかコンサルタントといいますけれども、まだ公表はできないわけですね。この予算をとということで、委託先がまだ公表できませんか。多分わかっているんでしょうけれども、予算前なので公表はできないということなんでしょうけれども、その辺をお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 体制、何人でやるのかということにつきましては、地域包括全体で取り組んでいくということで、1人の人が直接的にやるということではなくて、全体でやっていくということでございます。

生活支援のサービスニーズ調査につきましては、コンサル会社に委託をしたいと考えてございまして、予算成立後にそういった事業者を選定しながら進めていくような形になろうかと思えます。

最後に、生活コーディネーターをどこに委託と申されましたが、先ほど話したとおり、NPOや社会福祉法人、コンサル等が考えられるので、その辺も予算議決後に、新年度になって検討していくこととなりますので、公表できるとかできないではなくて、予算成立後にその部分を検討していくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。小野寺委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。

介護保険に関してもなんですけれども、現在一部の条件のもとに介護保険が免除されていると思うんですけれども、その要件をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 一部負担の免除につきましては、今まで国保、それから後期高齢、介護保険と3本セットで行ってまいりました。平成27年度の見込みでは、対象者が188名ほどで、総額で3,470万円ほどと想定をしております。介護保険が一番制度的に国の支援が弱い状況でございますので、医療を実施しない中では介護保険だけをやるといった状況ではないかと考えております。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。小野寺委員。

○小野寺久幸委員 聞く前に最初にお答えいただいたんですけれども、確かに国の支援が弱いんですね。ここが一番ネックだと思うんですけれども、そういう中でもこれから生活再建しようという被災者方に対して、あるいは生活困窮者に対しての支援が必要だと思うんですけれども、この無料化継続はやはり考えられないでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 先ほども申し上げましたが、制度的に一番財政の支援が弱い制度でもありますし、ご承知のとおり現在介護保険料が県内でも2番目、3番目といった位置にございますので、今後これを継続することによって、介護保険料の高騰にもつながることも懸念されますことから、なかなか実施ということについては今後考えを持ち合わせておりません。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。小野寺委員。

○小野寺久幸委員 今課長がおっしゃったように、介護保険料も上がっている中で負担がふえるということは、やはり受ける側にとっては大変な状況ですので、どこからお金を持ってこいというのはなかなか私もすぐには言いにくいんですけども、工夫はできないのでしょうか。もう一度お伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ご存知のとおり、保険給付につきましては、法定の負担割合がありますので、それを超えて一般会計からの例えば助成でありますとかは、法に触れるような行為になろうかと思っておりますので、なかなか制度的には可能性がないといった状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 地域包括についてちょっとお伺いしたいんですけども、介護の大きい考え方として、今説明の中で平成29年度から本格的に事業化していく事業があるんだと。その準備に使われる予算がありますけれども、国全体として、考え方として地域包括に移行していくという考え方がある中で、当町の計上されている予算額としては、準備段階ということで非常に少ないなという印象を受けます。それで、1年かけて準備していくということですけども、それで果たして本当に十分なのかということと、最初から申し上げておきたいんですけども、我が町にとっては1つ有利な点があると思うんです。ほかの自治体がこの制度移行に関していろいろ準備をしていく中で。それは新しいまちづくりの最中だということで、既存の建物であるとか既存の制度、既存の町があるほかの自治体と比べて、地域包括に移行してくという制度を社会実験しながら、どういった施設であったりどういった人材を配置すれば地域包括の考え方に合った町になっていくかということを、いろいろ試行錯誤できるチャンスがうちの町にとってあるんじゃないかなと思うんですけども。それにしても、予算額全体としてはずいぶん少ないなという印象を受けるので、これで果たして十分なのか

ということと、先ほど前者の方もほかの委員の方も質問されていましたが、生活コーディネーターですね、これはぜひとも育成して、地域のコーディネートできる人を、もしくはそういう団体をつくっていかなければいけないんだろうとは思いますが、具体的に一体どれぐらいの規模の方がこの町に必要なのかということを現段階ではどのようにお考えですか。

○委員長（高橋兼次君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

○委員長（高橋兼次君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤委員に対する答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、生活支援コーディネーターにつきまして答弁させていただきます。人数的には1名ということで考えてございまして、どういったことを行うのかと申しますと、その前に必要な資格等なんです、特定の資格要件は求めておりませんが、町民の福祉活動等に理解があって、地域のサービスの提供を主体として連絡調整できるような方ということで、あとは国、県が実施する研修を修了した者ということで、職員OBとか、先ほど申し上げたNPOとか社会福祉法人関係の方といったものが考えられるのかなと思っております、これにつきましては、町で育てながら地域住民と一体となってそういった事業を展開していくということを考えてございます。予算が少ないのではということにつきましては、新規事業としてここに3つ合わせて800万円ほど載せてございますが、予算の多寡についてはちょっと準備段階ということもあり、今年度は最低これぐらいは実施していこうと、来年のためにこうやっていこうといった取り組みを計上したということで、少ないと申されればそのようにも解釈できますが、町としてはこの事業をやっていながら、来年、再来年につなげていきたいと、そのように考えてございます。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 わかりやすく生活コーディネーターもしくは生活支援コーディネーターといわれる方なのかなと思うんですが、1名程度を予定しているということだそうです。端的にお伺いしたいのは、その方が現場に行く方なのかなということと、それとも会議室にいらんな会議とか計画とかを机の前に座って仕事をする方なのかな、どちらを想定しておられるのかということをお伺いします。それと、これは国の政策の一つでもあるので、置かなければ

いけない、もしくは置いてくださいという類いのものかと記憶しているんですけども、やはり以前にも親しみやすさという観点から、いろんなジャンルで名前をもうちょっと考えたほうがいいんじゃないですかという話は何回かしたことがあるかと思うんですけども、この生活コーディネーターに関しても、何をやる人なのか、ぱっと見、字面からは連想できないので、1年かけて我が町の、おらほのコーディネーターというのはどういうものかということをお伺いしたいと思いますが、その辺はどうですかねということをお伺いします。

事業化全体の予算、考え方ということなんですけれども、先ほども申し上げましたが、今までの既存のコミュニティであるとか物理的に町がある中で、新たに地域包括の考え方を浸透させるというのは逆に難しいというか、抵抗が予想されるんですけども、我が町の場合は、仮設住宅でまたコミュニティがつくられて、それがまたバラバラになって新しい高台の団地でまた新たにコミュニティがつくられるという段階をどうしても踏まざるを得ません。であるならば、そこでスムーズに地域包括という考え方が浸透するように何らかの手を打っていく必要がある。そうすることで我が町の抱えているハンディキャップをアドバンテージに変えることができるんじゃないかと、弱点を強みに変えることができるんじゃないかと思うんですけども、それについてもお答えは今ありませんでしたので、現段階で考えていること、町長のお考えなのか、担当課のお考えなのかわかりませんが、お伺いしたいと思います。その2点いかがでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 生活支援コーディネーターの名称とその役割がよくわからないということですが、国のほうでは生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）というような役職を考えてございまして、これにつきましては、配置を市町村の職員とするものではなくて、地域の人材を新たに配置していただきたいといった内容の趣旨が示されてございます。そして、どういうことをやるのかと申せば、先ほども申したとおり、後段にお話がありました町の弱点をこれから長所にといい、そういうふうになんか意味でも、住まいとか医療、介護予防、生活支援といった全てのものを総体的にバックアップできるような仕組みをつくっていきたいということでありまして、災害公営とかこれからの復興に限らず、町全体総ぐるみで、全ての人に可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営んでいただけるよう町としてそういった総合的なサービスを提供していききたいといった意味合いがございまして、それを進める上でも、この生活支援コーディネーター（地域支え合い推進

員)なるものを養成いたしまして、その方を中心にやっていくわけでございます。それで、その方が内勤になるのか外勤になるのかということに関しましては、当然フットワークを軽く地域に出向いて実情を把握しながら、また事務的な面でも包括、それから他の関係課との連絡調整を図りながらやっていく必要があるかと思っておりますので、事務的なことだけじゃなく、地域にもちゃんと出向いていただいて、そういった計画、行動をやっていくといったことを想定してございます。

○委員長(高橋兼次君) よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。

多分228ページになると思うんですけども、在宅医療・介護連携ということで2点ほど伺いたいと思います。

1点目は、移送サービスについて、現状はどうなっているのか。何か車椅子じゃなくて、ストレッチャーを使わなければいけない方もいるらしく、そういった方の移送サービス。あと、介護タクシー等もそれに入るのかどうか分からないんですけども、そういった形の移送サービスの今の現況というんですか、現状は問題はないのか。そして、今後もしあった場合、対応等を伺いたいと思います。

あと、もう1点は、在宅に持っていくということで、今後、各地区にあるようですけども、大きなデイサービスの必要性みたいなものはあるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長(高橋兼次君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(三浦 浩君) 最初に、移送サービスの件でございますが、現在社協に委託をして行っておりますが、登録制ということで事前に予約をしてその方の希望の日、希望の時間帯に合わせて実施をしてございます。

それから、介護タクシーにつきましては、現在その検討もしておりますが、実際遠方からこちらに事業所を設けてやりたいという話も承っておりますが、その時期につきましては平成29年度以降になるのかなということで、現在その辺は検討させていただいております。

大きなデイサービスということは、例えば50人とか100人というイメージなのでしょう。現在、デイサービスにつきましては、歌津に1カ所社協が行っているところがありまして、あと入谷、戸倉に開設してございます。この後につきましては、一般会計でも出てこようかと思うんですけども、いわゆる福祉モールということで想定をしてございますので、それ以上デイサービスについてさらにとすることはちょっと考えてもおりませんし、新たにデイサービスをやりたいといった事業者が進出してくるといった話もちょっと私の耳には届いて

おりませんので、その辺につきましては現在予定はないと考えております。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、移送サービスについては、登録というか予約制ということなんですけれども、特段問題というか、大変だという声も聞きますので、現状がどういった形になっているのかももう少し詳しく。

あと、介護タクシーについては、現在検討中ということでわかりました。

あと、大きなデイサービスということなんですけれども、ちょっと例えが悪いけれども、今課長の答弁があった歌津、入谷、戸倉で、現在何人ぐらいできるのか、それがもしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 移送サービスにつきましては、時間が長く制約されると。ヘルパーはそれに当たっているわけなんですけれども、それに対して町からの委託料が今2,000円でやっております。なかなかペイできないということもありまして、ただ、社協にはその部分については、社会福祉法人という立場で頑張っていたきたいということで、無理を言ってやっていただいているような状況でございます。

デイサービスの定員、歌津で30人、入谷、戸倉が9人という定員になっております。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 移送サービスについては大体わかりましたけれども、何か救急車を使う、移送サービスではないんでしょうけれども、そういったかわりといったらおかしいんですけれども、これは課長が答弁できるかどうかわからないんですけれども、そういった趣もあるみたいですので、より充実した移送サービスはこれから在宅に持っていく上で大切だと思うので、今後計画を立てて実施していく上で、その方面も力を入れていっていただきたいと思います。

あと、デイサービスなんですけれども、今歌津は結構多いんですけれども、入谷と戸倉が1桁台ということで今答弁があったんですけれども、そういう観点から私はもう少し、私は実際行ったことがないのでわからないんですけれども、大きめのものがあったらどうか、これからの需要を見て。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 移送サービスにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在介護タクシーのほうの検討を始めておりまして、平成29年ぐらいから実施したいということで、現在研究、検討を行っているところでございますが、料金等も高くなることが想定

されますので、そのタクシー券でありますとか、そういったことで利用者の負担を軽減するような中身について、現在組み立てをしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、デイサービスにつきましては、社協が本来廻館で持っておりました定員が35人でございました。震災後、緊急にサービスの提供も滞っておったものですから、一つずつ順に開設をしていって9人、9人。新たに福祉モールで17人規模のものを考えておまして、それで従来の35人という定員をカバーできるのかなという考えで整備をしているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 それで、移送サービスのほうなんですけれども、これから団地というか公営住宅ができて高層になってくるので、それらの移動の方法も、何らかの形で、車椅子でエレベーターがついているからいいんですけれども、今後そういった対応もしていただきたいと思えます。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 課長に何度もお話ししているんですけれども、居宅介護の関係。最近のお話、議会が開会されてから利用者のお話を聞きますと、やっぱり訪問介護の数が非常に少ないと。少ないというか、希望どおりには介護を受けていないんだという話が聞こえてきました。できるだけ住民の方々が安心して生活できるような、住民の方というよりも家族の方ですよね。そのたびに仕事を休んでまで家族を介護しなきゃならないという方々も出てきておるので、十分というまでもなくても、できるだけ期待に沿った計画を立てていただきたい。

地域包括支援センターがありましたね。これを廃止するのが少し早かったのかなという感じも。廃止というか、今やっていないでしょう。やっているの。在介のね。それは居宅とまたね。何か見ていると、どうも本来の福祉というか方向性というものが、何が原因なのかなということを見ているんです。といいますのは、この228ページの生活コーディネーター委託料というのは、これは1人のコーディネーターへの人件費という解釈でよろしいのですかね。例えばどこかの法人に委託して、その中で実際に支払う給料はわかりませんが、先ほどの説明を聞くと1人のコーディネーターだという話なのでね、これは人件費なのかなと思って解釈しているんですが。こういった類いのものは、社会福祉協議会に委託になるのかなと。それから、きのうまでお話が出た観光協会、そういったそちらの類いのものは委託料、観光協会。どうも観光協会と社会福祉協議会へ何とか町のお金というか、国のほうから来る

んですが、そちらのほうにやるような施策が目立っているというか。実際、もともと社協の設立した目的、あるいは観光協会も含めてなんですが、一般の民間の企業というものが立ち上がっていろいろやっているわけですよ。当時は誰もやる人がいなかった。例えばこの福祉の関係もそうですが。少々の赤字でも誰もやる人がいないので、社協のほうでやってくださいということで社会福祉協議会というものが設立になって、それでその分については、じゃあ町のほうで負担をしましょうということで、ずっと歴史といいますか経緯があった。最近になると、介護関係、福祉関係の法律がうんと変わってきて、民間の業者がいろいろと進出してきて。そこで、社協と民間で競争するというやり方はまずいのかなと思うんですよ。観光協会もそうであります。民間と競争しながら利益につながるようなやり方をしたのではまずいのかなという思いでおります。なぜこうなるのかなということで、いつも、特に最近震災後、疑問に思っているんです。町長、何かそうしなければならないようなことになっているのかなと。これは個人的な心配なんです、町長に対して。何か言うことを聞かなければならないようなことがあるのかなという、別なほうで心配してきているんです。だから、なにもないかと思いますが、その辺はどうなのかなという思いで今質問しているんですが。例えば今コーディネーターの方がNPOになるか社会福祉法人になるかという、今のところ課長はそうとしか答弁しかできない。資格要件は何もないと。どなたでもある程度の研修、1週間か2週間なのかな、大体そういうふうな。せめて、社会福祉士とか介護福祉士の資格のある方であればいいのかなということなんだけれども、何もいないというお話ですけども。ただ、何もいないからといったって、全然今まで関係のない仕事をしている方ではないでしょうけれども。その方に対する400万円という額が、適正なのかどうかという。先ほどに戻りますが1人分の人件費ということになれば。その算出した根拠はどのようになっているのか。その辺のところ。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 生活コーディネーター委託料400万円の内訳なんですけれども、このうち人件費が半分程度と、そのように考えてございます。その他は事業の実施やらそれなりの事務費とかいろいろな経費ということで考えてございますが、先ほど申しましたように、誰でもいいというわけではもちろんないとは私どもも考えておまして、資格要件については、国としても、この事業については先ほども申したとおりであります、町といたしましては、やはりそういった保健福祉にたけた方、それからそういった経緯がある方等々考えておまして、今回委託料ということで計上してございますが、先ほど申しあげましたよ

うに、最終的には平成30年に実施していく形になりますので、その時点ではこういった委託をしながら育て上げて、最終的に職員として採用といたしますか、国の考えでは通常の一般職を置くという考えではないようでございますので、嘱託職員になるかそういった待遇なのかなということも考え合わせて今回の計上をしたところでございまして、実際にこの事業は委託してやったほうがいいのか、直営でやったほうがいいのかといったことがなかなか見えません。この辺も、最近国の説明会等々にも担当の職員が出向きまして、いろんなこういった設置に対して、一般職員を置いていいのかとか、地域包括の職員を置くべきなのか、それともやっぱり住民の代表を置くべきなのかといったようなことを問い合わせをしておりますが、なかなかこれといった回答を得られていないというか、最終的には市町村の判断でということになっておりますので、今後この辺をいろいろ検討しながら、また実際にやっていきながらどの形がいいのかという最終形をつくり出していきたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 国のほうは、とにかく人を使ってくれと。一番の目的はそこになっているようです。それなりの手当はしますよと。ですから、課長が今町の職員でというお話もありましたけれども、やってやれないことはないんですけれども、国はできるだけ民間活用といたしますか、人の雇用を一人でもふやしてくれという目的が一番の目的としてあるようですから。多分町のほうでやるようにはならないでしょう、予測ですけれども。推測でものを言うのはおかしいんですが。例えば、先ほど来言っていますNPOあるいは社会福祉法人等々に委託という形になるといった場合の委託方法といたしますか、選定方法はどのように考えているのか。随契ではないかと思うんですが、これはやってまずいですからね。プロポーザル、あるいはどのような選定方法があるのか。その辺は十分に、公のお金ですから誰が見てもおかしくないような選定方法をしていただきたいと。

それで、人件費が半分と、200万円。あとの200万円は事務費とかそういったことなんですが、400万円のうち人件費200万円で、そうしますと、何といたしますか、一般の働き盛りの方が、勤務体制にもよるでしょうけれども、年間200万円で仕事について生活というのはなかなか難しいんじゃないかなと。そうしますと、おのずと経験のある現役じゃないOBの方とか、限られてきているわけですね。そうなってくると、我が町の同僚の議員の中にも1人いるんですけれども、そういった方なのかなと、例えば推測するに当たって。頼まないでくださいよ。議員をやめるなんて言われますから。大変ですから。そうじゃなく。200万円でやれるということは限られているので。どうなんですか、その辺は大体の形として徐々には見えてき

たんですけども、その辺は私の言ったようなことになるんですかね。いかがなんでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今回当初予算に上げました400万円については、おおむねそういった考えでということの予算措置でありまして、事業者の選定方法でありますとか、具体の実際にやる場合に、この委託料がそういった人件費ではなかなか誰もやっていただけないというものであれば、人件費の幅をアップして事務費のほうは減らすとか、その辺はちょっと柔軟に考えてやっていきたいと思っておりますし、実際にこの事業を委託できる事業者ということで、どのような形があるのかなということも、現在検討しておりまして、平成28年度早々にこの辺を進めて、余り実施が遅くならないようにやっていきたいと考えております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第58号平成28年度南三陸町市場事業特別会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） それでは、議案第58号平成28年度南三陸町市場事業特別会計予算について細部説明をさせていただきたいと思っております。

予算書は243ページ、歳入、歳出予算事項別明細書からご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、このページでは歳入、それから下のページでは歳出とそれぞれ本年度予算額の合計が3,480万円。前年度と比較いたしまして、金額で1,070万円の増額でございます。率で申し上げますと44.4%の増という内容でございます。その要因などを追って説明させていただきたいと思っております。

続きまして、245ページをお開きいただきます。

歳入の詳細、科目ごとに申し上げてまいります。

歳入1款使用料及び手数料、1項使用料、1目卸売市場使用料でございますが、予算額750万円。こちらは、市場の水揚げに対しての0.5%をもとに市場使用料ということで、ここは歳入でございますので、震災後の最も慎重な数字ということで、平成24年度の14億円の水揚げをもとに積算をさせていただいております。したがって、ここは実績が仮に震災後最高これまで20億円ほどまで行っていましたので、水揚げ次第では後ほど補正予算での増ということはありません。

2款県支出金5万7,000円。3款繰入金2,325万2,000円。前年度の決算見込みでございます。それから4款繰越金359万円。5款諸収入は1,000円。

それから諸収入のほうですけれども、こちらは40万円という金額になってございます。こちらは岸壁の使用料ということで、1,000分の0.648という基準に従った計算で出しております。

続きまして、247ページ、歳出でございます。

1款市場事業費、1項市場事業費、1目市場管理費からでございますが、本年度1,680万7,000円、比較で1,068万円の増額でございます。増額の主な要因でございますが、13節の委託料をごらんいただきます。予算額で473万7,000円でございますが、この数値は前年と比較して400万円ほど増額してございます。その理由は、新しい市場が完成することに伴いまして施設が充実いたしますので、それぞれに保守点検料が発生してまいります。この内容の中では6段目になります市場スラリーアイス保守点検業務委託料から下6項目全てが増額の要因ということになっております。

それから、14節の使用料415万円。こちら新しい市場が完成しますと、施設面積で約3.8倍ほどになりますので、こちら漁港施設占用料としての予算が増額してございます。

18節備品購入費500万円。こちらは新たな市場の中で使用いたします備品類、机、椅子、ロッカー、保管庫、ホワイトボード等々、それらの予算ということで計上させていただいております。

それから、2目の漁船誘致対策費は10万円でございます。こちらは、新しい市場が完成しましたのち、漁船の入港を期待しての予算ということでございます。

以下、公債費は例年どおり、元利均等による返済予算です。旧市場に係る返済ということでございます。あとは予備費という内容になっております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行っていただきたいと思います。

それでは、質疑に入ります。ありませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

248ページ、ただいまの説明の中で、漁船誘致対策費といたしまして10万円。額は小さいんですけども、非常に大事なことだと思います。漁船誘致報償費5万円とありますけれども、初入港記念報償金5万円。両方合わせて10万円。非常に額は小さいんですけども、市場が新しくなったことで、非常に大事なことだと思うんですよ、各船を入港させるということは。そういうことで、この10万円だけで、個人的に申し上げるとどういうことができるのかなと思うんですよ。いろんな船に入ってきてもらうには、この額だけで済むのかと心配なところがありますけれども、こういう手立てを今後どんどんしていったら、多くの船が入港して、水揚げを多くしていくことが大事だと思われましてけれども、そういう点、どのような今後のお考えをしていくのかお願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 例年、これまで震災後の誘致活動がうまく漁船に入ってきていただけておりませんでしたので、今度新しい市場が完成することによって、これまでで過去の例でいくとサンマ船の入港が期待できるのかなと思っておりまして、そのためにも、予算の前にまず船長のところと話し合いなどをしながら、できるだけこの志津川湾といいますか、この南三陸市場を使ってもらえるように話し合いをしていきたいなと思っているところです。予算については、予算の額で入港の可能性が広がるのであれば、また補正してでもその辺は対応していきたいと思いますが、まずはこれまでの実績に応じたものをしっかりとかなえていくように努力してまいりたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 各町内には、船頭たちもいっぱいおります。やっぱりその人たちにこういう、今度市場が新しくなって当町にどんどん入ってもらいたい、そこはやっぱり町としての熱意だと思うんですよね。金額が少ないから今私は金額が少ないんじゃないかと言ったけれども、そういう呼び込みをするのはやっぱり町の心意気、こうしなきゃならないという熱意だと思うんですよね。高いものを持っていくよりも、一人一人漁労長のところへ行って町の方針を言って、そして入ってもらおうということが一番大事だと思います。だから、そういうところにお金ではなくて心をかけてもらいたい。そういうことをこれからもしていただきたい

いと思います。以上、終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 今、サンマ船の初入港、課長は船長と相談しながら話し合う。これは船頭でしょう、船長じゃなく。それで、できるだけ入港して、この新しい市場のPRといえますか、利用してもらえばいいのかなど。なかなか難しいです。これまでも何回かあったんですね、震災前も含めて。だから、課長なのか町長なのか、お願いにいくのはできれば町長が行ったほうがいいですね。一緒に行って、何とかこの町を復興の盛り上げをしてくれと。新しくなったんだということをお願いしてやっていただきたいと思います。

それから、課長、何ページといたってこれは歳入になるんですが、今イサダ漁の最盛期なんですね。残念ながら、志津川の今の市場にはイサダを1匹、2匹と勘定するのかどうか分からないけれども、一かごも上がっていないんです。今女川に期間を決めて2日に一遍とか3日に一遍とかということで、出漁しない船も今出ているんですね。こういった問題について、町として、市場ですから、これはまずいなと思っているんです。やはりそういったことも、こんどは買受人の問題、あるいは単価の問題があるんでしょうけれども、地元の船がわざわざ女川まで運ばないと水揚げできないとか、そんな問題が今起きていますので、早急に対応しなければならないのかなと思います。どうでしょう、その辺の対策として何かお考えがありますか。

○委員長（高橋兼次君） お待ちください。

ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時09分 開議

○委員長（高橋兼次君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦委員に対する答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） イサダの水揚げの状況、そして町外の市場に水揚げされている状況などについてもご質問がございましたのでお答えさせていただきます。

現在、南三陸町の市場には、大体日量で70トンほどの取り扱いを現在しておるようでございます。委員がおっしゃるとおり、買い手のつかない部分がございます、大体30トン量ほどのイサダが女川市場での取引に回っているという現状がございます。トータルで100トン程度の水揚げ量になるわけですが、この取引について市場を通じてさばっているんですけ

れども、今年度は例年に比べて必要量といえますか、買い手側の必要量が大きく減っている現状がございまして、必要量を除いた分についてはやむを得ず他の市場の取引に回して販売することで、生産者の収益確保に努めているという状況でございますので、町といたしましては、やはりなるべく地元で全てが取り扱われることが望ましいと考えておりますので、来期に向けての努力をしっかりと促してまいりたいと考えてございます。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そうですか、そうすると70トン上がっているということですね。私はきのう、きょうも言われたんだけど、全く上がっていないという話だったものですから。では、私の聞き違いとか、勘違いがあったかと思うんですが。買受人の関係で全量は処理しきれないという状況だということはそれはなんだね。そうしますと、来年に向けてどのようにしていくのか。従来の買受人が、例えば10トン買っていたものが5トンになったのか、全然買わないのか、その辺はちょっとわからないんですけども、町の今後の対策として、どのような対策をしていくのかということを知っているんです。来期に向けて何をしようするのか。それが解決になるのかどうか。やっぱり漁業者も安心できない状況にいますので、その辺、町としての対応策というものを早目に打ち出してもらわないと非常に困るので、いかがでありますか、その辺。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） お尋ねは、町としてということですが、一応町自体はこの市場条例の中で適正な取引がされるように、そして生産と流通を円滑に結び消費生活の安定に資するということが基本的な設置の目的になってございまして、そこから先については、卸売業者ということで、漁協が市場の運営に当たっているという関係性でございます。その市場運営の中で、需要と供給を保つような形での適正な取引を進めていくという関係でございますので、町としては市場を運営する漁協に対して、適正な取引がされるように勧めていくというつもりでございます。その先の市場側の努力といたしましては、町内での買い手がつかないとなれば、広く町外の水産加工事業者などに呼びかけをしながら、そういった買い付けにつながるような働きかけをしてもらうように、町としては促していきたいと考えてございます。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そうすると、設置者は町なので、運営については漁協だと。町としての責任はそこでなくなるんだという解釈なの。何か今そんなような感じに受け取ったのでね。位置づ

けというわけじゃないんですが、漁業者は町民ですから、それらも含めて私は発言しているんですけども。いいんです、そういう条例を私はまだ見ていないからわからないけれども。そうすると、漁協の問題だ。町は売れようが売れまいが漁協の努力が足りないんだという解釈でいるんだということでもいいんですか。私はそうではないかと思って今質問をしているんですが。今の発言ですとそういうことに聞こえるので。そここのところの位置づけをきちんとして。私たちもそのように言うから。我々町としては運営については何とも言えないんですぐらいしか言えないんでしょう、そういう解釈だと。その辺はどうしたらいいんですか、私たちとすれば。町としての役割というのはそこで打ち切っているのかどうなのか、そこをはっきりさせてください。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 町自体としては当然産業を支えていく上での大事な取引の部分ですので、当然、関係がないとか、それで終わるというつもりは全くございませんで、実際には取引をふやしていくという部分に関しては、なかなかそのときそのときの市場の原理と申しますか、そういったところを踏まえながら適正に働きかけといいますか、活動を続けていかなければならない分ですので、町としては基礎となる部分をしっかり支えて、市場運営が適正に行われるように努力してまいりたいというふうには考えてございますので、よろしくご理解を頂戴したいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 以前から私は言っているんです。買受人の方々が我が町の市場にスムーズに入りやすいような体制づくり、多くの買い人の方々が入ってきて、本当に魚を競るといって、競って買うという原理、そういったものにするためにも、やはり余りこの業者はどうのこうのといろいろあるでしょう。入れるのに審査会みたいなものもあるんでしょう。信用調査もあるでしょうしね。多くの業者を、買受人の方々を入れるような方策も大事じゃないかなということなどを常々回って言っているんですがね。やっています、やっていますということなんだけれども、実際にはそうになっていない。その辺も今後考えていかなければならないんじゃないかと思っていますし、指導も町が責任を持ってやらなきゃならないと思いますので、いかがですか。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 仲買人といいますか買受人の数といいますか、そういったところで、なるべく競争原理が働くことによって、生産者の利益につながるという関係性は確か

にございまして、市場の方々にふやすための努力ということについての働きかけはさせていただいてございます。あとは、やはりその向こう側にあるさまざまな業界の中での必要に合わせた量的なすみ分け的なものがどうもあるようなんですけれども、設置者としての町としては、やはり少しでも町内に経済的効果が働くようにということで、今後も働きかけをしてまいりたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 今野です。

245ページに関連して。使用料なんですけれども、今年度新しく市場が完成して、昨年度に比べて100万円アップの予算なわけなんですけれども、そこで関連で伺いたいんですが、昨年の総水揚げの金額は幾らぐらいだったのか。それと、水揚げのあった魚種というか、例年私がいつも聞いているようなんですけれども、何が多くて何が少なかったのか。以前ですと、たしか去年、おとしあたりだと、12億円ぐらいの水揚げのうち半分以上はシロシャケだったということも記憶しているんですが、そういったところも兼ねてどういった状況になっているのか伺いたいと思います。

あともう一点は、今回市場等が完成して、当町でも1次産業、水産業に力を入れているわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、今回の市場完成もそうなんですけれども、水揚げ量に対して、これまで復興に使ってきた水産関連の予算はどれぐらいだったのか。ソフト面、ハード面があると思うんですけれども、その区分は難しいとは思いますが、水揚げに関連するような部分だけでもよろしいですので、それがどのようになっているのか伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 昨年度、平成26年度から申し上げたいと思うんですけれども、魚種によってトン数といいましても重量ではなかなかわかりにくいと思いますので、水揚げの金額にして申し上げますと、平成26年度が約20億円。その内訳として最も多いものがサケで8億3,000万円。それから多いものがギンザケで5億5,000万円。その他の魚種がそれに次ぐという状況でございます。平成27年度の数値で申しますと、平成28年2月末までのデータで、14億5,000万円という状況でございます。この内訳として、シロザケの分が今年は少なく、4億6,000万円。ギンザケで5億円という状況でございます。これに3月の分が加わって平成27年度の数値ができるという状況でございます。概括的なご質問になるかと思うんですが、水産業における水揚げにつながるであろう投資予算についてのご質問ですけれども、

これはちょっと簡単に把握しかねるものですので、申しわけないんですが、曖昧にお答えすることはできません。しかし、基本的には全ての水産業費ないしは漁港の整備、それから市場会計も含めてなんですけれども、総力を挙げて水産業を支えていくという意味での予算になりますので、そこはご理解いただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 昨年度は14億円ということでもわかりましたけれども、そこでもうちょっと詳しく魚種を、私はいつも聞いているんですけれども、タコの水揚げとか、そのほかもうちょっとだけ詳しく、もし資料がおありでしたら伺いたしたいと思います。そこで、昨年のシロザケの水揚げは、前年に比べてたしか半分前後と聞いたんですけれども、詳しいことがわかりましたら伺いたしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 加えてタコ類の数値を申し上げさせていただきたいと思います。平成26年度のタコ類としてですけれども、ほぼちょうど1億円でございます。そして、平成27年度の状況は、2月までで1億1,000万円という数値になってございます。

シロザケの減った状況なんですけれども、平成26年度も実はもっと落ちる、8億円上がっておりますけれども、想定ではもっと少ない数字になるだろうと想定しておりました。その理由をご案内のとおり、震災後の放流、孵化事業そのものの中で、十分な放流ができていなかったと。それは当然施設が不完全だったということによるわけなんですけれども、そういった中でも平成26年度は5年魚の水揚げが非常に多くて、そういった意味ではうれしい誤算が起きたわけでございます。そういったことで、平成26年度自体は多かったんですが、平成27年度においては、残念ながら同様の、震災後の放流尾数などの関係で数量が減ったのと、それからもう一つは、取り扱いの単価が平成26年度のほうが高かったと、そういったことがございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 大体魚種についてはわかりました。そこで、最後に1点伺いたしたいのは、いろいろ当町においても魚種の種類はあるんですけれども、特に養殖関係で温暖化が叫ばれている中で、今後何らかの形で当町ならではの養殖の新しい取り組みとかを、今度できるいろんなセンター等で検討していくのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 養殖の新しい魚種ですね。単に魚種の新しいものをというより

も、さまざまな流通も含めて、あるいは加工も含めて、地域の経済性に貢献する工夫というところはやはり必要なんだろうと思っております。魚種になるのか、あるいは生産方法なども含まれるかもしれませんが、それら多面的な多くの要素で経済効果が上がるような努力はしてまいりたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第59号平成28年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第59号平成28年度漁業集落排水事業会計予算の細部説明をさせていただきます。

最初に、257ページ、258ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思えます。

当該会計につきましては、漁集排事業といたしまして、袖浜地区の下水処理に要する管理費用、それと、廃止いたしました波伝谷地区の既設管の撤去に要する費用を計上してございます。

平成28年度の歳入、歳出の総額につきましては2,740万円で、平成27年度当初と比較いたしますとマイナス29.6%となっております。減額の理由につきましては、波伝谷処理区の既設管の撤去工事が1,200万円ほど減少となったことが要因でございます。

次に、259ページをお開き願います。

最初に、歳入でございます。

1款1項1目排水処理施設使用料ですが、接続件数も大きな変動がない状況でございます、平成27年度当初予算とほぼ同額を計上しております。

3 款の一般会計繰入金及び基金の繰入金でございますが、波伝谷処理区の既設管の撤去工事が、先ほど申し上げましたとおり、平成27年と比較しますと1,200万円ほど減少したことにより、それぞれ減額となるものです。基金繰入につきましては、平成28年度について基金から繰り入れしないということから、廃項という取り扱いとなるものでございます。

次に、261ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 漁業集落排水施設管理費の11節需用費から13節までにつきましては、袖浜浄化センターの管理に要する経費でございます。

15節の工事請負費につきましては、波伝谷地区におきまして、国道398号の改良工事に伴いまして、距離にして約80メートルの既設管撤去費用を計上してございます。

次に、262ページになりますが、2 款 1 項 公債費でございますが、起債の元利償還金を計上してございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑に入ります。ございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。

262ページ、公債費です。元金が748万9,000円、利子が234万円となっておりますけれども、今の金利はマイナス金利であります。そうしたことから、額も748万円ということで大した大きな額ではないんですけれども、今1年で234万円の利息を払わなければならないということで、これは何年度までの償還になっているのか、利率が幾らになっているのか、民間なのかどうか、借入先と、借入変更できるものなのかどうかお伺いいたします。今の金利で書きかえができるのかということです。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 263ページに、現在高の調書を記載してございますが、既に漁集については整備が一旦終わってございまして、借入の最長のもので、平成43年度までの状況でございます。利率につきましては1.6%から2.1%となっております。借入先につきましては、政府資金がほぼ90%程度でございます。そのほかは、旧公営企業金融機構というところから借り入れしているということで、繰り上げ償還につきましては、政府資金の性

格上、補償金というものもかかってきますし、たしか5%以上だったと思うんですが、高率のものについては、以前、平成20年度か平成21年度ころに補償金免除の繰上償還制度というものがございまして、そこで一旦繰上償還を行った経緯がございしますが、今繰上償還をするという制度自体が、実際国からの通達もございませんので、ないような状況でございますので、借金があるだけの状態になっておりますが、粛々と返していくしかないのかなと考えております。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 繰上償還もそうなんですけれども、私が言っているのは、今マイナス金利であるので、ただいまの説明では1.6%から2.何%の利率で平成43年度まで返していかなきゃならないというので、途中の書きかえはどうか、今のマイナス変動に合わせて書きかえができるのかできないのかということです。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） そこは、制度上できるのかどうかというのはちょっと何とも言えませんが、ただ、一気に償還を受けるとなりますと、補償金というものが発生いたします。それが逆に繰上償還をしたときの費用と比較してどうかという部分は、ちょっと手元に資料がないのでお答えしようがありませんし、今そういった制度が逆でないような状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第60号平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、公共下水道事業会計予算の細部説明をさせていただきます。

最初に、270ページ、271ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

当該会計につきましては、伊里前処理区の下水処理に要する管理費用、災害復旧事業、それと、廃止いたしました志津川地区の既設管の撤去に要する費用を計上しているものでございます。

平成28年度の歳入、歳出の合計額は3億5,000万円となっております、平成27年度と比較しますとマイナス11.2%となっております。減額の理由は後ほどご説明いたします。

次に、272ページになります。

歳入でございますが、1款1項1目下水道事業分担金でございますけれども、防集の中学校上枅沢団地に従来の処理区以外から新規に住宅をされる方、今のところ23世帯でございます。この方々のほか、エリア内に新規に建築する部分として4軒分、合わせて27軒分を計上してございます。

次に、2款1項1目下水道使用料でございますが、平成27年度と対比しますと47%の増となっております。今年2月中旬から入居が始まりました町営伊里前復興住宅と今後引き渡し予定の2団地の防集団地の新規分が増額の要因となっております。接続件数も現状では約130件ほどですが、平成28年度中には200件を超えるものと見込んでございます。

273ページになります。

3款1項1目災害復旧費国庫補助金でございますが、伊里前処理区内の国道45号に埋設しております既設管の撤去に要する国庫補助金となっております。

その下段の下水道事業費国庫補助金につきましては、平成26年度、平成27年度と2カ年で実施しておりました歌津浄化センターの社総交事業が一旦平成27年度で終了することから、廃目となるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金でございますが、歳入不足を補うため繰り入れしているものですが、昨年度と対比して718万円ほど減額となっておりますが、志津川処理区の既設管の撤去工事費が減少したことによるものでございます。

次に、275ページ、歳出でございます。1款1項1目下水道総務管理費ですが、職員給与のほか、事業にかかわる事務的な経費を計上しております。平成27年度と比較して947万5,000円、61.2%の増となっておりますが、今年度途中から職員が1名増となるということで、人件費が700万円ほど、それと276ページに記載しておりますが、繰り越し分も含めました工事

費の増に伴いまして、消費税がふえたということが要因でございます。

次に、2款1項1目特環公共下水道施設管理費でございますが、伊里前処理区の施設管理に要する経費を計上しております。ほぼ前年度並みの予算額となっております。

2目公共下水道施設管理費につきましては、廃止しました志津川処理区の既設管の撤去並びに下水管、既設管に入っております汚泥の引き抜きに要する費用を計上しております。

13節の汚泥の引き抜き業務につきましては、国道45号の改良工事にかかわるものでございまして、場所的には水尻橋から八幡橋の間の区間を予定してございます。

15節の既設管の撤去工事につきましては、県道登米志津川線の新設と既設の道路が重複する、ラップする部分約50メートルについて予定をしているものでございます。

278ページの3款1項1目特環公共下水道施設災害復旧費でございます。1億6,000万円という金額でございまして、平成27年度と対比しますと4,000万円の減となっております。伊里前市街地の新設下水道管の敷設工事の部分が、平成27年度中に補正予算も含めて一定の額が確保されまして、平成28年度につきましては、国道45号に既に埋設しております既設管の撤去工事部分を計上しているものでございます。全体で延長にしまして約1,500メートルの工事費でございます。

4款1項の公債費につきましては、起債の元利償還金です。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定されました。

次に、議案第61号平成28年度南三陸町水道事業会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第61号水道事業会計予算の細部説明をさせていただきます。

最初に、289ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度予算全体の概要について最初に説明をいたします。

平成27年度と比較いたしますと、収益的収入で3,320万円の減。率にして6.9%の減となっております。支出につきましても380万円の減ということで、0.9%の減となっております。

収入におきましては、昨年度全ての災害公営住宅分の加入者負担金を予算計上したことに伴いまして、平成28年度にはその部分が差し引かれたことから減額の要因となっております。

支出につきましては、後ほど詳細説明をいたしますが、職員の給与費につきまして、これまでは収益的収支の中で全ての職員について予算を計上しておりますが、2名分を資本的支出に振りかえたことが減額の要因となっております。

次に、291ページになります。

資本的収入及び支出でございます。このいわゆる4条予算につきましては、平成27年度と対比しますと11億2,000万円から6,000万円ほどの減となっております。これも後ほど詳細を説明いたしますが、年度当初時点で水道の災害復旧事業費が大幅に減となったことによるものでございます。

それでは、予算書に基づいて改めて説明します。

最初に292ページでございます。

平成28年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。この計算書につきましては、平成28年度中の現金の流れ、そして活動区分ごとの状況を表したものでございます。一番下段になります。平成28年度の期末の残高といたしましては、現金で3億9,200万円ほどになる見込みでございます。

次に、293ページをお開き願います。

給与費の明細書でございます。先ほども変更点について触れましたが、平成27年度までは、損益勘定、いわゆる収益的支出で全ての職員人件費を支出してございましたが、災害復旧事業に重点を置いております現在の業務実態を踏まえまして、2名分を資本勘定、いわゆる資本的支出で支弁するよう見直しを行っております。

298ページになります。

債務負担行為に関する調書でございます。5カ年の水道事業の業務委託といたしまして、ウォーターサービスに委託しているもので、平成26年度からのスタートと改めてスタートということで、来年度が3年目となっております。

次に、299ページ、300ページでございますが、平成28年度末現在の予定貸借対照表でございます。この表につきましては、水道事業が保有する全ての資産、負債、資本などを総括的に表した表でございます。次の302ページ、303ページに平成27年度末の予定貸借対照表を記載してございますが、そちらと比べますと、資産合計で9億5,000万円ほど増加しておりますが、災害復旧事業による有形固定資産の増加分が大きな要因でございます。

次に、301ページになります。

301ページにつきましては、平成27年度の予定損益計算書でございます。この計算書は平成27年度の経営実績をあらわす表でございます。上段の給水収益3億2,129万6,000円でございますが、震災前に平成21年度と比較しますと85%まで回復をしている状況でございます。下段のほうの記載に当年度純利益を記載しておりますが、平成26年度と同程度で4,315万円の純利益が見込まれる状況となっております。

ちょっと飛びまして、305ページをお開き願います。

ここからは、収益的収支予算等の明細でございます。

最初に、収入の1款水道事業収益でございますが、昨年度に比較しマイナス3,320万円となっております。平成27年度は先ほども申し上げましたが、災害公営住宅部分の523戸分の加入者負担金として3,390万円ほど収入があったことが来年度との大きな減額の要因となっております。

1目の給水収益、水道料金につきましては、施政方針でも町長が述べましたとおり、平成27年度当初予算対比で2.6%増の3億5,100万円を見込み計上してございます。

2項3目一般会計補助金の内訳につきましては、主に給水装置の設置補助といたしまして2,000万円。長期派遣職員の負担金として4名分、4,675万円でございます。

次に支出のほうですが、306ページからになります。

1款水道事業費用の1目排水及び給水費でございますが、水道の給排水にかかわる費用を計上しております。委託料のうち、水道事業業務委託料につきましては、先ほど債務負担行為の関係で出てきましたウォーターサービスへの委託部分でございます。業務内容的にはメーター検針から交換、漏水調査、修繕、水道施設の保守点検など多岐にわたっております。

2目の総係費でございますが、職員給与のほか事務的経費を計上しております。先ほど給与費明細の部分でもご説明いたしましたが、職員給与費を2名分として計上しております。

307ページになります。

上段の委託料の部分につきましてですが、そのうち水道事業業務の部分はウォーターサービスへの委託部分でございます。この部分で1,834万円の委託料を見込んでございます。こちらの部分での業務内容につきましては、水道料金の賦課収納、それと窓口業務部分でございます。

2款2目消費税及び地方消費税でございますが、平成27年度当初と比較しまして1,000万円の増となっております。これは、災害復旧事業が多くなり納税額も増えていることから、平成27年度の決算見込み額と同程度の額で計上させていただいております。

次に、308ページになります。

資本的収支予算でございます。

収入のうち1目負担金につきましては、消火栓の設置工事20基分として一般会計から負担をいただくものでございます。

2項の補助金につきましては、6億3,774万円の災害復旧事業に対する国庫及び一般会計の補助金となっております。

次に、支出でございますが、総額では平成27年度と比較しますと11億2,500万円の減となっております。水道の復興計画の全体の事業費が約121億円ほどございます。これを復興期間内で達成するためには、単純に計算しますと、毎年度建設費として20億円程度の決算規模を確保していかなければならないという状況でございます。前年度対比、額としても少ないように感じますが、平成27年度から平成28年度へ繰越予定の建設事業費が、ここにはあらわれておりませんが11億6,000万円弱でございます。それと、現在災害復旧の保留解除として申請しているものが5億2,600万円ございまして、間もなく解除がおりるとは思われますが、平成28年度の早い段階で、全体の来年度の決算額の見込みとしては、23億円を超える額が計上されることとなります。そういうことで、一定額を確保する年度予算という形になる予定でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、事務費でございますが、給与費で説明いたしましたが、職員2名分の給与費1,632万2,000円のほか、旅費、微消耗費などの事務的経費を計上しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入、支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑ございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。

それでは、2点ほどお伺いします。

まずは、302ページ、南三陸町水道事業予定貸借対照表の中から、流動資産の未収金が3万1,813円あらわれていますけれども、この内容をお伺いいたします。

それから、これからどんどん水道工事、大きな防集もでき上がって、どんどん水の需要が多くなるわけですが、命の水でございまして、どうかおくれのないように工事などの発注、管理、努力していただきたいと思っております。

そしてまた、2点目ですけれども、委託料です。307ページ、委託料、水道事業業務財務会計システム補修料ということで1,800万円ほどの委託ですけれども、ウォーターサービスということなんですけれども、契約の内容に今徴収も含まれているということなんですけれども、滞納はどこまでしていただくのか、この契約の中に含まれているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 302ページ、今年度の予定貸借対照表の未収金の内訳ということでございますが、ここで計上しておりますほとんどが、全部ではないんですが、3億1,000万円ほどが国庫補助金でございます。そのほかは、水道料金として3,000万円ほどここで見込み計上しております。1カ月部分を何と言いますか、どちらかという膨らませる形で1カ月部分の水道料金を未収金として計上していると。ある程度保険をかけていると言いますか、本当であれば、ここで水道料金の未収金部分は700万円ぐらいしか通常はあらわれてはこないんですが、平成28年度の予定貸借対照表を作成する上でも一定の枠を持って計上しているということでございます。

それと、ウォーターサービスの委託業務の中での滞納の取り扱いの業務がどこまでかというご質問でございますが、ウォーターサービスでは、まず料金を賦課して納めていただいているかどうかを確認して、それで給水停止の判断は町で行った上で給水停止をかけるかどうかがウォーターサービスの業務でございます。それ以降も継続しての督促については、当然ウォーターサービスでやっていただきますが、過年度の部分とかになってきますと、そこは町のほうで納入について対応しているということでございます。当該年度内で可能な限り

徴収行為をするのがウォーターサービスの部分の委託業務と。それ以降については町のほうです。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 ただいま、一般会計といえば調定というのと同じ仕組みなのかなと思います。

それから、委託の関係なんですけれども、現年度分を全部徴収し切れない滞繰の分は町のかかわりでとめるかとめないかの判断材料になるということなんですけれども、やはりこうして委託した限りには、できるだけ現年度の分は残さないように徴収に力を入れてもらうように、その辺の担当課からの指導方、お願いしてもらいたいと思います。これからどんどん防集が出てくると、やはり水道、下水道というものは払わなきゃならないものですので、しっかりとその辺はチェックしていただきたいと思います。以上、終わります。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。答弁はありますか。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） この給水料金と給水停止行為については、委託の業務でやっておりますが、おかげさまである意味機械的にといいますか、3カ月分納められなければ給水を停止するという行為は確実に毎月のように行っておりまして、その結果として水道料金も現年度分については99%ほど上がっているような状況でございますので、その部分は委託の効果がしっかりとあらわれているのかなと思います。ただ、いろんな家庭事情でのいろんな対応もありますので、そこは行政として横断的は情報収集も含めて対応をしていきたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 99%ということで、力強い返答をいただきましたけれども、ここ関連で、税務課は98%ということで、非常に高い徴収率をおさめられて努力しているあとが見られますので、一言申し添えます。以上、終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。菅原委員。

○菅原辰雄委員 数字的なことはともかくとして、実は新たな水源地確保としていろいろ工事をやっていたけれども、その辺の進捗状況。既に取水をしているのかどうか。あとは、もう1点、入谷の桜沢地区なんですけど、被災後、住宅の建設がなされております。しかしながら、国道398号線沿いは本管が通っていないので、今後その辺の本管理設とかそういう考えについて、どのような考えをお持ちか伺います。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 今回の被災を受けて、水源にはご承知のとおり、戸倉をメ

ーンとして、小森、中在と3つの水源確保でこれまで工事を進めてきております。既に水源の掘削工事については終わっておりまして、小森の水源については、既に供用をしております。戸倉については、現在浄水場を建設途中ということで、それが終われば供給が始まるといったような状況でございます。それと、中在につきましては、水源工事は今年度終わりましたが、1,300トンぐらいの計画水量のうち1,000トンぐらいしか水がとれていない状況でございます。今年度、コンサルが、水があるのになかなか井戸の水位が上がらないということでいろいろ調査をいたしましたけれども、井戸の周りに若干の粘土層が見られるということで、それをエアで吹いたら一定の水量が確保できてきていると。向上が見られるということで、来年度、中在については、井戸の周囲の粘土層をエアで洗浄するようなことを現在計画しております。ただ、中在の水源についても、浄水場の建設はこれからでございますので、そういった中でここ2年から3年までは行くか行かないか、その程度で新しい水源は供用されるのかなと思っております。

それと、桜沢地区、本管がなくて、給水管を分けて使っているというお話かと思えます。実際そういった地区が町内に数カ所ございます。なかなか個人が個別に移転する都合に合わせて町で排水管を整備できるかというのは非常に難しい問題でして、本当であれば、卵と鶏のお話ではありませんが、そこに水道、ライフラインがどのような状態であるか確認した上で、一定の建築の行為に入っただけならばなおありがたいのでございますけれども、そういった状況も踏まえて、町としては給水管の給水装置の補助金制度を震災後に設けてございますので、まずはそこをご利用いただけるかどうか含めて、それに対応できるかどうか含めて、水道事業者も業者等含めて相談をすればいいのかなと思えます。個人で数百万円かけて、近隣にそういった方がいて、また1軒ふえるから排水管を町のほうで整備という気持ちはわかりますが、そこは公平性もございますので、ケースに応じた対応をしていきたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 水源地のほうはわかりました。ということは、今後この3カ所、1カ所は小森は取水しているということでございますけれども、じゃあ、あとの2カ所が予定どおりであれば、水はより豊富であると。これからいよいよ高台移転が本格的になってこれまで以上の需要量が見込めますけれども、水については、今後何十年も心配がないということでよろしいかと思えます。

あとは、今所長の答弁で、個々のあれには対応しかねるという、これは全くそのとおりであ

ります。地域とすれば、上水道、本管を埋設するときとは今状況がかなり違っております。でもしかしながら、卵が先か鶏が先かという表現でございますけれども、実際そういう需要量がふえてきたので、やっぱりこれは公共という立場からすれば、要望に対して応えていくのが私は自治体の責務であると思います。今回そのような事情で、細い枝管を自分のところに、あれからお願いして、水をもっているという状況でございます。例えばよその土地を通っているの、当時は枝管を個人に引くところにも家は建っていなかったんですが、今は家が建っていて、今度いろいろ相続とかさまざまな問題も出てきましようし、それぞれの個々の対応が難しい場合も多々出てくるかと思えます。それらの意味を踏まえまして、公共性という立場からすれば、これは先ほどの、担当課長としては建前論か本心かわかりませんが、そういう考えもあろうかと思えますけれども、やっぱり全体の町としての対応としてはそれではいかがかと思うんです。すぐどうではなくとも、やっぱりそういうふうなこと、お金もかかりますので、やっぱり計画に入れておいて、そういう要望に応えていくべきだと思うんです。

あとは、水道料金なんですが、よその町と比べて高いか低いかわかりませんが、私もよく存じ上げませんが、それだけ豊富に水量があるのであれば、今後水道料金の値上げとかそういうことも考える必要はないのかなと思うんですが、その辺をお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 前段のちょっと消極的な回答に聞こえたのかもしれませんが、さっき卵と鶏の話をしたのは、例えば今まで2軒で個別に給水管を分けて使ってきて、1軒がふえて、それで困っているというような、そういう質問の趣旨だったのかなと思いましたが、それが3軒で終わりなのか、以降もその近隣にまた家が出てくるのか、そういった状況を見きわめないと、排水管の口径すら決められない状況でございますので、そこは一定の落ち着きを見た上で、町として検討すべきところは検討しなければならないという意味でお答えさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思えます。

それと、2問目の水道料金ですが、水量が豊富だったらということで水道料金とは若干関係はありますけれども、今年度、水道の向こう10カ年の財政計画というものを内部で作成してみました。復旧事業につきましては、全て国費で賄われているということで、非常に小さいながらも何とか単年度収支の中では利益を出してきているという状況にあります。ただ、今の資産、先ほど1年間で10億円ぐらいふえてきておりますけれども、震災前と比べますと、平成28年度末で資産の額としては倍になります。震災前は大体49億円ぐらいしかございませ

んでしたので、それに新しい施設が入ってきて、その維持管理費というものが今後かさんでくるだろうという見込みは立ててございます。それと、震災前の人口レベルに戻れば、それはそれで一定の水道料金の中で値上げもせず対応はしきれんのですが、人口規模がどんどん減少している中で、震災前にまず戻ることはない。今85%という震災前の水道料金に比べてそこまで回復しておりますが、そのうちの5%は復興特需によるもの。わかりやすく言えば、復旧、復興事業の業者の宿舍、それでかなり5%ぐらいまで確保されている状況でございます。その復旧、復興事業が一旦終わりが見え始めますと、一気に今度は水道料金としての収入源がどんどん下がっていくと。それと人口減少ということを考えますと、復興期間内は水道料金について上げるということは今は考えておりませんが、その後におきましては、当然のことながら維持管理費も踏まえた水需要をきちんと計算した上で、水道料金を上げるべきか、あるいは維持をすべきか、その判断をしたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 いろいろわかりました。今度歌津、志津川、戸倉市街地周辺は、災害復旧ということで埋設管も全て新しくなる。そういう観点からして、既設管の交換とかも大分減るなという頭もありました。それらを捉えて、じゃあ水道料金ということに私は発言したわけでございます。結果的に先ほどの下水道でもですけれども、埋設のときもお金がかかりますけれども、撤去もかなりお金がかかるな、そんな思いをしております。そんなことで、今水道料にしても震災特需と言ったらいいか悪いか、とにかく業者が来ているおかげで今ふえると。それも一理あるでしょう。でも、これは水かけ論になっちゃいましょうけれども、これからより水産業の加工場とかさまざまな形で復旧していけばある程度補えるのかなと、そんなふうにも捉えておりますし、また、いろんな意味でそういうふうに頑張りたいなとそんな願いも込めております。

それと、地区限定で私は申しましたけれども、その地区ですけれども、やはりいろんなことで問題を抱えておりますので、もうちょっと長い目で見ているので、今ある程度家建って今後どれくらい建つかと、それはちょっと私が今ここで申し上げるわけにはいかないんですけれども、今後、これからもそういうことが予想されますので、そういうときに、いざ困ったどうしようかではなくて、年次計画の中に取り入れておいて、そんなふうに対応していただきたいと思っております。以上です。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。山内委員。

○山内昇一委員 1点だけお願いします。307ページの負担金です。弘川ダムの管理費ですね、

80万円ですか。その内容的なものをちょっとお知らせいただきたいと思います。その1点。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 307ページの管理費負担金でございますが、これは弘川ダム建設からその後も含めまして、協定を締結してございまして、弘川ダムの管理に要する経費の1.7%を水道事業のほうで負担するというようになってございまして、その負担金でございます。宮城県に対してお支払いするものでございまして、大体管理費用が人件費とか設備の点検等も含めまして大体3,700万円とか4,000万円ぐらいかかっているような状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。山内昇一委員。

○山内昇一委員 これは、総工費80億円でしたかね、当時。かなりの予算規模で、当時歌津町時代ですか、治水、利水という目的のために多分つくったんだと思いますが、その後この負担金を見ますと80万円。単年ではこのぐらいですが、例えばこれは10年たったならば800万円と高額になるわけですよ。水道の先ほどのご説明によると121億円という総規模から見ればわずかですけども、かなりのお金ですよ。これが本来の目的に利用されないでこのままずっと置くのか、その辺をちょっと。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 委員ご指摘のとおり、今はたしかに利用はしてございません。ただ、将来的にわたって必ず弘川ダムからの放流水の利水をしないのかということとはなかなか言い切れない状況でございまして、水そのものの井戸の取水量が激減するような環境下になれば有効な水源の一つではあるという認識はしております。

○委員長（高橋兼次君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 もちろん、先ほども言いましたように、水道の水源地として考えているんでしょうけれども、当面本町の水道水源地に余裕があるということでこういったことなんでしょうけれども、できたら、そういったそれ以外の目的に活用できないんですかね。例えば私も一般質問等でもお話ししましたがけれども、いわゆる観光資源とか、そういった利活用の方法もあると思いますが、その辺の町の考え方はどうでしょう。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 当水道事業所で弘川ダム関連で水を使うというのは、弘川ダムから直接水を上げるわけではないんです。弘川ダムのから放流された水を使うということで、計画では中在地区に浄水場を構えるという計画にはなっております。ダムから直接じ

やなくて、放流水として出た、流れている伊里前川から取水をする権利を取得しているという状況でございますので、そこはちょっと観光の部分とはかけ離れている部分はあるのかなと思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 今野です。

ちょっと関連になると思うんですけども、45号線の折立から林まで埋設の工事が二、三日前から始まったんですけども、そこでお伺いしたのは、今工事しているところの国道は、そのままなのかどうかという、将来的な改良はなされるのかどうか伺いたいと思います。そこでお聞きしたいのは、いつも私が言っている高潮が上がる部分もそういった線が引かれましたので、波砕きは国の補正で置かれると聞いたんですけども、近い将来的に、あの場所が改良工事にならないようなイメージなので、そのところをお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 今年度、黒崎から水尻までの区間、4工区に分けて工事を発注しておりますが、その区間は国道としての改良計画がない部分で一応とめているつもりでございますので、うちのほうとしてはそういう部分がないということで現在工事を進めているわけでございますので、あと後ほど建設課長がお答えすると思いますので。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在、国道の改良計画につきましては、志津川市街地、伊里前地区以外はありませんので、当面あのままだと考えております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時34分 開議

○委員長（高橋兼次君） お揃いですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号平成28年度南三陸町病院事業会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、細部説明させていただきます。

議案書の311ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに、第2条に業務量が記載されてございます。一般病床40床、療養病床50床、合計90床です。病院の目標の稼働率が（3）に記載されてございます。一般病床が90%、療養病床が94%ということで業務を見込んでございます。外来を215人ということで見込んでございます。記載はされておられませんけれども、透析病棟が20床の設置でございまして、目標の病床数を50ということでカウントしてございます。それに対応する医師の数ですけれども、平成28年4月1日現在で、常勤の医師が2名追加になります。内科が1名追加で6名。外科が1名。新たに整形外科が常勤として勤務をしていただくことになりまして1名。それと歯科が1名ということで、合計で9名でございます。この配置につきましては、東北大学病院と県の医師確保対策室の配慮によるところが大きいものでございます。

それでは、キャッシュフローとか貸借対照表、損益計算書は詳しくは決算のほうで報告申し上げますけれども、概要についてのみご説明を申し上げたいと思います。

317ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度のキャッシュフローでございます。これは資金の流れを記載したものでございまして、現金が幾ら残っているかということで見ていただければと思います。一番最下段に平成29年3月31日現在、1年後ですけれども、4億4,500万円まだ残っているもので、運転資金には十分だよということで見ていただければと思います。

それから、平成28年度の貸借対照表、こちらが323ページをごらんいただきたいと思いますが、資産イコール負債プラス資本ということで見ていただきたいと思いますけれども、59億2,300万円。これは、二重ラインのところと同額になってございまして、この資産をもって病院事業を展開してまいるということでごらんいただきたいと思います。

平成27年度の損益の計算はどうなるんだということで、325ページ、326ページをごらんいた

だきたいと思います。326ページの平成27年度の損失が下から3行目に、残念ながら本年度は5,400万円の赤字になったという見方をしていただければと思います。

続きまして、本年度平成28年度の3条予算の説明を申し上げたいと思いますので、331ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出の収入におきまして、20億2,000万円を計上し、対前年比40%増、金額にしまして5億7,000万円の増となっております。これは新病院の建築によるものとなっております。

1の1項の医業収益、対前年比81%増、14億1,100万円ほどとなっております。これは、新病院の開院に伴いまして病床が90床になったこと、また先ほど申し上げましたとおり、透析業務を開始したことによるものでございます。

1目入院収益につきましては、対前年比89%増の7億400万円ほどを見込んでございます。病床稼働率を90%と見込んでございます。

2目の外来収益は、対前年比80%増、金額で6億6,200万円。外来患者を215名、透析患者50名という見込みのもとでございます。

2項の医業外収益、対前年比8%減の6億900万円ほど。これは、昨年まで頂戴しておりました人材流出防止に係る県の補助金の交付が終了したという内容によるものでございます。

2目に負担金といたしまして、一般会計からの負担金、昨年同額の2億5,000万円を計上してございます。

5目の長期前受金戻入ということで、3億5,000万円計上してございます。この内容でございますけれども、現金の支出を伴わない建物、機器等の減価償却につきまして、当該年度分を収益として計上したということでございます。

続きまして、332ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款病院事業費用におきまして、20億2,000万円ほどを計上してございます。対前年比36%増、金額で5億3,000万円ほどの増となっております。

1項医業費用、1目給与費9億100万円ほど。対前年比8%増、金額で6,700万円ほどの増となっております。職員数が対前年比で13名の増、合計で92名となったことによるものでございます。括弧書きで給料とございますけれども、これが2,700万円の増。手当の括弧記載欄のところは4,000万円の増ということで、トータルで6,700万円というアップになってございます。

次のページをごらんください。

2目で材料費2億7,300万円。対前年比217%増、金額で1億4,700万円の増となっております。これもまた同じように、90床にふえたことと透析治療の開始によるものでございまして、薬品費のアップ分が3,000万円、診療材料費の分が1億600万円、給食材料費の分が1,100万円という内訳になってございます。

3目の経費でございます。3億9,400万円ほど。対前年比36%増、金額で1億500万円ほどの増でございます。その内訳ですけれども、賃金が500万円の増、光熱水費が1,800万円の増、燃料費が500万円の増。334ページに行きまして、委託料トータルで8,100万円の増、取りかえ費で400万円の増、諸会費等で800万円の減という内訳でございます。

4目の減価償却費3億5,400万円ほど。対前年比372%増でして、金額にして2億5,900万円の増。その内訳でございますけれども、建物減価償却費が7,800万円の増、建物付属減価償却費が6,400万円の増、機器備品減価償却費が1億1,700万円の増という内訳でございます。

335ページをお開き願いたいと思います。

2項の医業外費用につきまして、9,000万円ほどを計上し、対前年比627%増で、金額で7,600円の増となっております。7,600円の内訳につきましては、長期前払い消費税の勘定償却7,600円増加になっているものが最大の理由でございます。これは、医療機器等を購入した段階の消費税を5年で償却するといったものの5分の1が計上になっておるといった内容でございます。

336ページをごらんください。

4条予算の細部説明をさせていただきます。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款病院事業資本的収入といたしまして2億3,267万円を計上してございます。

1款1項1目出資金といたしまして4,066万9,000円。企業債の償還のため一般会計からの出資金となっております。

2項1目補助金、県補助金、地域医療復興事業補助金で1億9,200万円。病院の官舎の建設に充当するものでございます。

次のページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出におきまして、1款病院事業、資本的支出2億6,423万円を計上してございます。

1項1目施設整備費、工事請負費ということで2億2,355万8,000円。これは官舎の建設に係るものでございます。

2項1目企業債元金償還金、これが4,066万9,000円計上してございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入、支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑ございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 大きい観点から1つと、小さな質問を1つさせていただきたいんですけども、ページ数で言うと317ページ、キャッシュフロー計算表で下から3段目、三角がついていて6,785万8,000円とあります。ページを進んでいただいて326ページには、同年度純損失ということで5,455万3,000円と出てまいります。これが先ほどの説明ですと平成27年度はこういった赤字が出たんだということだと思います。現金の収支だけでは全体の赤字、黒字というのは出ないのかなと思うんですが、額だけ見れば、キャッシュフロー計算表では今年度より損失額がふえているように見えます。ここはスタッフが13名ふえているということ。医者が2名ふえているということ、さらには昨年12月から営業して、ことしはまだ平成28年度4月からですから1年通じての経費の設定ということになるので、数字は大きく変わっていきまけれども、経営として成り立っていくのかどうか。そこの展望を現段階での計画はどのように詰めていったのかということをお伺いしたいのが大きい1点です。

それから、病院事業なので、会計のことだけではなくて、地域の皆さんに安定して安心した医療を提供するというのが病院の使命だろうと思うんですけども、病院建設になりました、何度か病院に行ったり検査のために行ったりと足を運んだり、足を運ばれる方のお話を聞いていますと、敷地に高低差が大分あって、例えば駐車場からとか、病院の中に入るときに、階段もあれば坂もあると。駐車場の位置も入りづらく出づらいといいますか、とめたところからすぐに出口に出られないなんていう小さな動線の整理がもっと必要なんじゃないかという声も聞こえてまいります。その辺は今何か対応するめどが立っているのかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 貸借対照用と損益計算書でございますけれども、これは若干期間の設定の違いがございます。損益計算書は平成28年4月1日から平成29年3月31日、平成27年度の方でございます。貸借対照表は平成28年度ということでずれがございますので。ただ、全体的な取り組みということでございますけれども、現段階で90床の病棟を抱え

る、外来215名の対応の病院になりましたので、不足する分の看護師、医師は確保したつもりでございます。今後は、病院の職員にも言うておりますけれども、経営努力という観点から黒字になるような目標を設定した上で、これから通っていただけるような健康維持をできるような場所ということの中心になりたいなという目標のもとに頑張っていきたいと考えてございます。

残念ながら、病院の高低差、造成した段階で大分高低差が見受けられました。身体障害者の駐車場も一部フラットではなく、勾配がついている状況もございまして、この辺の5カ所あったところプラス2カ所でフラットな対応ということで、ごらんいただければわかりますけれども、希望に沿った形で随時改修を行っておるということでございます。その辺でご理解を願いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 経営に関して言えば、努力していくと。当然不断の努力というものは続けなければいけないだろうと思うんですけども、経営していく上では、病院だけでは考えられないこともあると思うんですね。例えば、そこに足を運んでいただく交通機関をどうするのかということであるとか、また医療費の補助であるとか、政策的なことも関連してくると思います。そこの庁舎内での連携をどのようにしているのか。そこを具体的に言えば、保健福祉課と非常に近くなったわけですが、同じ建物に入って。こういうところが困っているんだとか、こういうふうに改善したいということが、意思疎通が仮設庁舎はよくなったんじゃないかなと外から見る場合は推測するんですけども、それが中にいてどのように感じておられるか。変えたいところ、不足しているところにすぐに手が、目が入るような態勢づくりができていますのかどうか。また平成28年度にそれがもっと充実していく見通しがあるのかどうか。そこを先ほどの質問と重ねてお伺いしたいと思います。

高低差については、順次解消しているし、これからも要望があれば解消していくということだと思いますので、病院に来たのにつまずいてけがをってしまったのでは元も子もありませんから、細かな対応を望みたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 新しい病院になりまして、新しい予約システム等も入りまして、お客様、患者様のおいでになる交通手段等も把握しながら、例えば地域の交通バスの運行等の時間帯もうちでは配慮しながら予約の時間帯を設定するというのもこれから気をつけていきたいと思っておりますし、その辺の要望等につきましても企画のほうと連携をとりた

いと考えてございます。

それから、医療連携の関係でございますけれども、やっぱり医療と老健施設、特養とか、こういった情報を共有しておかないと、患者のやりとりといいますか、入退院等のうまい手続き、連携がうまくとれなくなっております。こういった会議のもと、連携病院、連携施設との協定を結びながら、合同の会議をやってございます。うちの病院等につきましては、「慈恵園」「ハイム・メアーズ」「いこいの海・あらと」ということで、毎週、保健福祉課も含めまして、毎週水曜日に会議をやって、患者の今の状態等の情報につきまして、情報の共有のための会議を行っております。それでもって連携を図っていきたいということで、取り組みを現在も行っておるといことで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 334ページなんですけど、新しい病院の建物、管理委託が予算計上なされておりますが、今は管理はやられているんですか。現在、建物の管理というものはやられているんですね。引き続き新年度もやるということなんだろうけど、管理している業者なんですけど、こういった形で選定されたのか、経緯をお聞かせいただきたい。

○委員長（高橋兼次君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 一番大きいのが、施設の管理ということで、以前ですと警備、清掃ということで区分をしてございましたけれども、それを一括して、今回長期契約ということで、これで業者を決定させていただいたということでございます。町のほうでその仕様の詳細をつくりまして、それによりまして、入札という形をとらせていただいて業者を決定させていただいたという。2社だと記憶してございます。業者選定委員会ということで決定をしていただいております。太平ビルサービスと清建でございます。すでに終わっております。契約はすでに長期契約で契約を締結して。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 太平ビルサービスが契約相手と。選定委員会を開いたと。選定委員会の委員のメンバーというのはどなたがなっているのかお知らせいただきたい。皆さん覚えていますか。神割崎のキャンプ場の指定管理業務委託、プロポーザルでしたよね。産振の課長が一番わかっていると思うんだけど、あんたのほうで窓口になったんだよ、受付。あんたの窓口のところにあれしたんじゃないかなかったですか、申請用紙とかいろいろあったのね。太平ビルサービスもそこに応募した。いろいろな仕様書、実績を兼ねた。多分全国的に展開している指定管理のプロ中のプロだ。内容等もかなりいい内容で申し込んだんでしょ。申請したでしょ

う。私個人としては、太平ビルサービスが多分落札というか、指定管理に選定されるんだろうという思いでいたところ、どうしたわけなのか、審査委員会が始まる何日か前に突然取り消しというか、自分で降りたんですね、やめますと。なぜなんだろうと。私はそのときの後の議会では、それはクエスチョンマークでいるという話はさせてもらった。多分そのまま申し込みをしていれば当選したにもかかわらず、なぜあの時期にやめたんだろう、取り下げたんだろうということを思っておった。多分、何かの話があったんじゃないかといろんな推測の話が耳に聞こえました。何か別なことを条件にやめたんじゃないかと。そういったところ、そのときは病院がまだ建設されていなかったんです。建設されていなかったにもかかわらず、そういう方向性に行ったのかなという思いで、今になってみると、やはりそうかなという感じがしているんですね。言っている意味がわかりますか。それで、どのような基準で審査をしたのか、プロポーザルだったのか、金額入札だったのかどうなのか、選考委員会は誰がトップでどういう基準で選んだのか、その辺のところ。

○委員長（高橋兼次君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） うちのほうで仕様をつくりまして、それに基づきまして契約業者選定委員会に業者の決定ということでお願いをしたということでございますので、契約業者選定委員会で審査をしていただいたということでございます。それで、業者を決定していただきまして、その後は入札でございますので、金額での勝負という、一番安い方と契約をしたという流れでございます。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 通常の契約業者審査委員会ですので、役所の中の私が審査委員長で各担当課長が入っているという構成でございます。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） その業者につきましては、病院からそういう推薦がございまして、それに基づいて審査をしたということでございますので、今まで病院等の管理の実績がある業者ということでしたので、そこで決定をさせていただいたということです。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 病院のほうで何社か選んだと。本当ですか。なんだか違うような、逆なんじゃないの。それで審査委員会にかけてそれで入札したと。入札は病院でやったと。だから、病院では何を基準にその業者、何社なの。何社を審査委員会に申し込んだの。その何社かわかりませんが、それが病院のほうに営業に行ってたの。それとも上のほうからここを使えと言

われたの。どうなの、そこは。

○委員長（高橋兼次君） 答弁。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） これまでの実績、それから県内での事業所の配置といったものが多分選定基準の要素的には組み入れたと思いますので、県内に支店、本店等を構えるか、もしくはこれまでの実績ということで業者を選定したと記憶してございます。

○委員長（高橋兼次君） 補足答弁ありますか。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 経緯申し上げますと、平成27年11月19日に入札を行ったんですが、不調に終わりました、その後同業務につきましては随意契約で太平ビルサービスと契約を締結しております。契約日は随契が平成27年12月2日でございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。三浦委員。

○三浦清人委員 随契ということは、札を入れたの。札を入れてから。事務長は入札して安いところを落札したみたいな話だったから。そういう説明だったんだよ。あなたたちもそのように聞いていたでしょう、事務長の話を。中身が全然違うんじゃないか。

とにかく、不審に思われないようなやり方をしてもらいたいよ、少しでも。一番の信頼をいただかなきゃならないんですからね、町民の方々に。推測でも、憶測でも、そうじゃないかでも、町民の方々が何だおかしいなと思われるようなことをしてはだめだ。そこを言っているんです。

それから、新病院になってからではないんですが、長い歴史といいますか、スタッフの患者に対する対応ですね。何年たっても苦情といいますか、不満といいますか、患者、住民の声が消えないんですね。町長もそういった話は何度も聞いているかとは思っているので、この辺で何とかしなきゃならないんじゃないかなと思いますので、ひとつ対応策を私なりに思うんですが、やっぱり同じ職場でばかりずっといると、それが当たり前になってしまうんですね。ですから、よその病院のスタッフの患者に対する対応、言葉。言葉も対応もみんなひっくるめて対応なんです、そういった研修制度といいますか、よその病院ではどのようにしているのかという研修制度をもうけたほうがいいんじゃないかなと。やっぱり病院の健全経営という観点から考えると、やはり一番が患者に対する姿勢というか、対応というか、そういったものが一番重要視されるものじゃないかなと思うので、ぜひ研修して、何年もじゃなくていいから、2カ月とか3カ月。あるいは1カ月でもいいんだ。よその病院ではこういうことをやっていますよ、こういう対応ですよ、言葉遣いもこうですよと、そういった姿勢というものに対する研修が非常に大事じゃないかと思うんですが、町長、いかがですか、その辺。

○委員長（高橋兼次君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） けさも横山次長が来まして、その辺のお話を私からもさせていただいてきました、いろいろ箱ものが立派になって、じゃあ、中身はどうなんだということのご指摘をいただいておりますので、ほかの病院と連携といいますか、研修が可能なのかということについては、この場所で私から明確にお答えはできませんが、事実そういうお話をいただいているということについては、私も厳しく受けとめているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 済みません。先ほどの発言を訂正させていただきます。11月19日の入札において、最低価格との契約と申し上げましたけれども、不調に終わりましたので、12月2日に随契というふうに訂正させていただきます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですね。ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第63号平成28年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、細部説明をさせていただきます。

予算書の356ページをお開き願います。

資本的収入及び支出におきまして、収入、支出同額の5,088万6,000円を計上しており、対前年比5%減となっております。金額にして267万円の減となっております。金額にして267万円の減となっております。

収入1款1項1目訪問看護療養費におきまして、5,040万円を計上して、利用者は昨年と同数の7,200人、月に600人ということで見込んでございます。

支出につきまして、1款1項1目給与費に3,641万8,000円を計上しており、対前年比22%減

となっております。職員確保の観点から、やむを得ず1名減の5名の配置となっております。

3目経費に1,165万円を計上しております。賃金に600万円を計上し、臨時職員の配置を考えておるところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入、支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（高橋兼次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、本特別委員会に付託されました議案第54号から議案第63号まで、可決すべきものと決定しました。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に報告することといたします。

これをもって、平成28年度当初予算審査特別委員会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。

一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

3月10日から本日まで、実質8日間の予算審査、大変ご苦労さまでございました。不慣れな

進行役であり、不備な点が多々ありご迷惑をおかけいたしました。委員の方々、そして執行部の皆様のご理解によりまして、充実した審査となったことに衷心より感謝と御礼を申し上げます。挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、平成28年度当初予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時12分 閉会